

2021年5月13日

各 位

会 社 名 KYB株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 大野 雅生  
(コード番号 7242 東証第1部)  
問 合 せ 先 経理本部財務部長 大谷 武男  
(Tel 03-3435-3541)

**第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更  
並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、本日開催の当社取締役会において、次の①から④までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）、明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）、株式会社大垣共立銀行（以下「大垣共立銀行」といいます。）、株式会社七十七銀行（以下「七十七銀行」といいます。）、損害保険ジャパン株式会社（以下「損害保険ジャパン」といいます。）、芙蓉総合リース株式会社（以下「芙蓉総合リース」といいます。）及びみずほリース株式会社（以下「みずほリース」といいます。）、みずほ銀行、日本政策投資銀行、明治安田生命、大垣共立銀行、七十七銀行、損害保険ジャパン、芙蓉総合リースと併せて、個別に又は総称して、「割当予定先」といいます。）との間で、株式引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）を締結し、第三者割当の方法により、割当予定先に総額125億円のA種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）
- ② A種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ③ 本第三者割当に係る払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ④ 2021年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、本第三者割当、本定款変更及び資本準備金の額の減少に係る各議案を付議すること

なお、本第三者割当は、本株主総会において、上記の本第三者割当及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること等を条件としており、本資本金等の額の減少は本第三者割当に係る払込みを条件としております。本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

## I. 第三者割当によるA種優先株式の発行

### 1. A種優先株式募集の概要

(1)	払込期日	2021年6月28日																
(2)	発行新株式数	125株																
(3)	発行価額	1株につき100,000,000円																
(4)	調達資金の額	12,500,000,000円																
(5)	募集又は割当方法(割当予定先)	<p>第三者割当の方法により割り当てる。</p> <table> <tr> <td>みずほ銀行</td> <td>35株</td> </tr> <tr> <td>日本政策投資銀行</td> <td>25株</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命</td> <td>15株</td> </tr> <tr> <td>大垣共立銀行</td> <td>10株</td> </tr> <tr> <td>七十七銀行</td> <td>10株</td> </tr> <tr> <td>損害保険ジャパン</td> <td>10株</td> </tr> <tr> <td>芙蓉総合リース</td> <td>10株</td> </tr> <tr> <td>みずほリース</td> <td>10株</td> </tr> </table>	みずほ銀行	35株	日本政策投資銀行	25株	明治安田生命	15株	大垣共立銀行	10株	七十七銀行	10株	損害保険ジャパン	10株	芙蓉総合リース	10株	みずほリース	10株
みずほ銀行	35株																	
日本政策投資銀行	25株																	
明治安田生命	15株																	
大垣共立銀行	10株																	
七十七銀行	10株																	
損害保険ジャパン	10株																	
芙蓉総合リース	10株																	
みずほリース	10株																	
(6)	その他	<p>A種優先株式は、①A種優先配当金として、(i)2026年6月28日までの日を配当基準日とする場合、100,000,000円に年率7.5%を乗じて算出された額(当該配当基準日が属する事業年度の初日(但し、配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)から当該配当基準日までの期間の実日数に基づく日割計算により算出します。)、(ii)2026年6月29日以降2027年3月31日までの日を配当基準日とする場合、100,000,000円に年率8.5%を乗じて算出された額(2026年6月29日から当該配当基準日までの期間の実日数に基づく日割計算により算出します。)に、2026年6月28日が配当基準日となったと仮定した場合に(i)に基づき算出される金額を加えた額、(iii)2027年4月1日以降の日を配当基準日とする場合、100,000,000円に年率8.5%を乗じて算出された額(当該配当基準日が属する事業年度の初日から当該配当基準日までの期間の実日数に基づく日割計算により算出します。)が支払われます。②株主総会において議決権を有しません。③普通株式を対価とする取得請求権(転換権)が付されます。但し、当社と割当予定先は、本引受契約において、普通株式を対価とする取得請求権の行使条件について合意しております。下記「2.本第三者割当の目的及び理由 (4)割当予定先との株式引受契約における合意について ②取得請求権の行使制限」に記載のとおり、本引受契約上の義務又は表明保証条項の違反(但し、義務の違反に関しては、重大な義務違反に限ります。)が発生</p>																

		<p>しない限り、割当予定先は、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。また、取得請求権を行使した場合に交付される普通株式の数が、当該割当予定先の参加割合（以下に定義されます。）に応じて按分した数（小数点以下を切り捨てるものとします。）を超える場合、当該割当予定先は取得請求を行うことができません。④金銭を対価とする取得条項が付されます。⑤第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>詳細は別紙1「A種優先株式発行要項」（以下「A種優先株式発行要項」といいます。）をご参照ください。</p> <p>A種優先株式の発行は、本株主総会において、本定款変更及び本第三者割当に係る各議案の承認が得られること、その他本引受契約に定める前提条件が満たされることを条件としております。</p>
--	--	--

## 2. 本第三者割当の目的及び理由

### (1) 本第三者割当の経緯・目的

当社は、1919年の創業以来受け継がれてきた油圧技術を核に、幅広い業界・技術分野で「振動制御」、「パワー制御」を実現する製品を提供してまいりました。現在、当社は主要製品において、高いグローバルシェアを有しており、確固たる地位を確立するに至っています。当社は、主に四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器及びパワーステアリングやCVT（無段変速機）用ベーンポンプを主とする四輪車用油圧機器等を生産しているオートモーティブコンポーネンツ事業（以下「AC事業」といいます。）並びに建設機械向けを主とする産業用油圧機器及び鉄道用油圧機器等を生産している hidroリックコンポーネンツ事業（以下「HC事業」といいます。）の2つの主要事業を擁しております。これら主要事業に加え、舞台機構、艦艇機器、航空機器用離着陸装置・操舵装置及び特装車両等の多岐に亘る製品を製造・販売しております。各事業分野において市況変動はあるものの、多様な業界・技術分野・顧客基盤に対応可能な当社は、その市況変動の影響を抑制しつつ、着実な成長を実現してきたものと考えており、事実、2019年3月期には4,122億円と過去最高の売上高を達成しました。また、セグメント利益においても、上記を背景に安定的な推移を実現しております。

一方、当社は、①2018年10月16日に公表いたしました当社及び当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程における不適切行為に係る関連損失、②2020年1月24日に公表いたしました防衛省に対する不適切行為に関連する返納金等、③世界的な新型コロナウイルス感染症を契機とした2020年3月期の減損損失及び繰延税金資産の取崩し等を主要因として、2019年3月期から2020年3月期にかけて資本の大幅な減少が生じております。その結果、2018年3月末時点で43.7%であった親会社所有者帰属持分比率（連結）は2020年3月末時点では18.1%へと低下し、同様に2018年3月末時点で43.5%であった自己資本比率（単体）は2020年3月末時点では8.8%まで低下しました。

当社のコア事業であるAC事業及びHC事業は、100年に一度とも言われる大変革期に直面しているものと認識しています。

自動車産業では急速に環境規制強化が進行しており、環境負荷軽減のためのxEV（注1）化への対応や製造過程における一層の環境負荷軽減が要求されております。またMaas（注2）/CASE（注3）への対応も課題の一つであり、従来の完成車メーカーのみならずIT業界や電機業界の企業、新たな市場を開拓する新興企業の参入により、自動車産業そのものが「自動車を製造する」産業から「モビリティシステム・モビリティサービスを提供する」産業へと変貌を遂げようとしています。このような環境変化の中で当社の顧客である完成車メーカーからの製品要求は軽量化や制振性能だけではなく、環境負荷軽減材料の使用や自動制御・自動運転下での乗り心地の追求等多様化してきており、また完成車メーカー主導の開発からモジュール毎の開発へと今後移行していくものと想定されます。このような事業構造の変化により、当社への製品要求・開発要求は多様かつ複雑なものへと様変わりし、AC事業においては収益確保に向けた競争が激化していくものと考えております。

（注1）xEVとは、ハイブリッド電気自動車や燃料電池自動車等を含む電気自動車の総称

（注2）Maasとは、Mobility as a Serviceの略であり、あらゆる交通手段を一つのサービスとしてとらえる概念

（注3）CASEとは、Connected（コネクティッド）、Autonomous/Automated（自動化）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）のそれぞれの頭文字からなる自動車業界の潮流を示す

建設機械向けを主とする産業用油圧機器業界では、先進国を中心に電子制御等の高性能制御ニーズが高まっていくことが想定されます。建設機械ではIoT化や自動化が進捗し、電子制御の重要性は一層高まっております。システム全体に対する高性能制御の重要性の高まりは、油圧製品においても製品単品での販売からシステム販売への一層のシフトをもたらすものと考えております。一方、新興国エリアでは引き続き低価格製品の需要も強い中でローカルメーカーとの価格競争は一層激化しており、当社HC事業は先進技術と低価格という複数の市場ニーズに対応していくことが求められています。また、競争環境の激化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大によって需要減退や需要地シフトが進み、これまで以上にコスト競争力を維持することの重要性が高まっているものと考えております。

このような大変革期にある事業環境の中で着実に収益を創出するために、当社AC事業・HC事業は市場ニーズや需要減退・需要地シフトといった複雑な事業環境の変化に対応するべく、主力拠点集約や再編対応等の最適な拠点戦略を推進している途上にあります。しかしながら、安定的かつ成長性を有する事業基盤を実現するためには、一層の戦略的な設備投資及び研究開発投資を継続的に実行し、一層の拠点戦略の進捗及び製品の性能向上とシステム化を図っていく必要があります。そして戦略的かつ継続的な設備投資等のためには、厳しい財政状態から早期に脱却し、安定的な資金調達力と不測の事態へのリスク耐久力を構築することが足もとの優先すべき課題であると認識しております。

この第一歩として、2019年9月以降、資本増強による安定的な財務基盤への回帰と中長期の事業環境を見据えた設備投資及び研究開発への資金投下に資する資本調達手法、具体的な商品設計等について検討を重ねてまいりました。当社を取り巻く経営環境を理解した上で中長期的に支援いただける投資家の選定、投資家への第三者割当に関する検討依頼、デュー・ディリジェンスの実施、商品設計等の最終協議を経て、今般、当社は本第三者割当による種類株式の発行について決定いたしました。

割当予定先は当社の主要取引金融機関が中心であり、当社の事業目的、経営方針及び当社事業の強み等について深く理解し、一時的に悪化した財務基盤を早期に安定的な水準まで回復させ、中長期の事業環境を見据えた事業設備及び研究開発による成長投資資金を確保するという本第三者割当の主旨にもご賛同いただいております。当社は、このような割当予定先にA種優先株式を中長期的に保有いただくことで安定的な財務基盤への回帰及び一層の成長が実現できると考えており、また、当社のステークホルダーの皆様にも、上記の本第三者割当の趣旨を踏まえれば、割当予定先にA種優先株式を保有いただくことが企業価値の向上に資するものであるとご理解いただけると考えております。

## (2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、上記「(1)本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、資本増強による安定的な財務基盤への回帰と、調達資金の設備投資及び研究開発への充当による中長期的な成長という当社の資金調達の主旨からすれば、負債性の資金調達ではなく、資本性の資金調達の実施により自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

また、資本性の資金調達においても、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状況及び経営成績等を勘案すると、普通株式の発行は、普通株式の希薄化により既存普通株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないものと判断いたしました。さらに、既存株主の皆様に対して新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ライツオファリング）や証券会社に新株予約権を割り当てるエクイティコミットメントラインといった手法についても検討いたしました。これらの手法は、株価動向をふまえた割当先の判断により、新株予約権が全て行使されるには限らず、また、既存株主の皆様に対して株式を割り当てる株主割当においても株主の皆様は株主割当に応じていただけるとも限りません。よって、当社にとっては最終的な資金調達額が不明であり、これらの手法は現時点における選択としては適切ではないと判断いたしました。当社は、連結会計上国際会計基準を適用していることから永久劣後債や永久劣後ローンであれば発行時点で、商品性次第では確実に連結上の資本増強が図れますが、一方で単体においては日本会計基準が適用されます。従って、資本性負債による資金調達は負債に分類され、単体上の資本増強が実現されず、寧ろ有利子負債の増加となることから、現時点における選択としてこれもまた適切でないと判断いたしました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資は、資金調達を確実に行うことができ、また、その商品設計によっては連結・単体両面での資本増強を実現しつつ、急激な希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であり、さらに当社の資金調達の目的を実現するにあたり適切な割当先が

選定できることから、当社にとって最も有効な選択肢であると判断いたしました。そこで、上記「(1) 本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、投資家の選定、投資家への第三者割当に関する検討依頼、デュー・ディリジェンスの実施、商品設計等の最終協議を経て、今般、当社は本第三者割当による種類株式の発行を決定いたしました。

加えて、A種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権は、割当予定先との間で取得請求の行使条件に合意しており、本引受契約上の義務の違反又は表明保証条項の違反（但し、義務の違反に関しては、重大な義務違反に限ります。）に該当しない限り行使できない設計となっているため、かかる事由が生じない限り、普通株式1株当たりの持ち分の希薄化は生じません。また、仮に本引受契約上の義務の違反又は表明保証条項の違反に該当して普通株式を対価とする取得請求権が行使される場合であっても、普通株式を対価とする取得請求権により発行される普通株式数は合計で2,574,843株（2021年5月13日現在における発行済普通株式数の10%に相当する数となります。但し、当社の普通株式につき株式の分割、株式無償割当て又は併合が行われた場合には、当該株式の分割、無償割当て又は併合の割合に応じて調整されます。）に限定される設計となっているため、過度な希薄化の進行を抑制することが可能であり、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことがないように配慮されております。

また、A種優先株式の発行は、対外的な信用力の向上も企図しており、格付投資情報センターの資本性評価において「クラス3、資本性50」として、A種優先株式の払込金額の50%が評価資本相当額として認められる予定です。A種優先株式の取得条項は発行後5年を経過するまでは行使をすることができず、本引受契約において、取得条項の行使又は買入れによる取得（以下、総称して「償還等」といいます。）を行う場合には、格付機関から同等以上の資本性が認められる商品により、償還等する本優先株式の評価資本相当額以上の資金調達を行い、借換えを実施する旨のリプレースメント条項を定めております。但し、2026年6月28日以降、以下(i)及び(ii)の両方を満たす場合においては、借換えを行わず、償還等を行う可能性があります。また、(i)の要件を満たす場合には、(iii)の金額を評価資本相当額から控除することができます。

- (i) 償還等を行う日の直前の連結会計年度末又は四半期連結会計期間末における調整後連結自己資本比率（※①）が、2021年3月末時点における親会社の所有者に帰属する持分合計の金額にA種優先株式の払込金額を加算した金額を、負債及び資本合計にA種優先株式の払込金額を加算した金額で除した値以上。
- (ii) 償還等を行う日の直前の連結会計年度末又は四半期連結会計期間末における調整後連結株主資本（※②）の金額が、2021年3月末時点における連結株主資本の金額にA種優先株式の払込金額を加算した金額以上。
- (iii) 償還等を行う日の直前の連結会計年度末又は四半期連結会計期間末における調整後連結株主資本（※②）の金額が2021年3月末日の同金額を上回る場合、その上回る金額に50%を乗じた金額。

※①調整後連結自己資本比率

$$= (\text{親会社の所有者に帰属する持分合計} - \text{A種優先株式の払込金額}) \div (\text{負債及び資本の合計} - \text{A種優先株式の払込金額})$$

## ※②調整後連結株主資本

＝資本金＋資本剰余金＋自己株式＋利益剰余金－A種優先株式の払込金額

当社は、本第三者割当により125億円の資金調達を行うことを企図しております。当該調達額は、足もとの資本増強、安定的な財務基盤の中長期での達成、資金使途、金銭を対価としたA種優先株式取得の蓋然性等を総合的に勘案し、決定いたしました。なお、当社は当面の安定的な財務基盤の水準として、親会社所有者帰属持分比率（連結）25%以上、自己資本比率（単体）20%以上を目安としつつ、中長期的には一層の資本蓄積により高いリスク耐久力を構築してまいります。一方、当社はその125億円の全額について、一定程度の内部留保が実現した後は、A種優先株式に係る長期的な配当負担を抑制するために、A種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項により取得する方針です。上記のとおり、割当予定先は本引受契約上の義務の違反又は表明保証条項の違反（但し、義務の違反に関しては、重大な義務違反に限ります。）に該当しない限り、A種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できず、そのため、当社は、資本蓄積の実現及び企業価値向上のための時間的猶予を確保することが可能です。当社は、A種優先株式の早期の取得のため、安定的な財務基盤への回帰及び一層の成長の実現に向けた各種施策に取り組んでまいります。

### (3) A種優先株式の概要

#### ①配当金

A種優先株式は、A種優先配当金として、(i)2026年6月28日までの日を配当基準日とする場合、100,000,000円に年率7.5%を乗じて算出された額（当該配当基準日が属する事業年度の初日（但し、配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）から当該配当基準日までの期間の実日数に基づく日割計算により算出します。）、(ii)2026年6月29日以降2027年3月31日までの日を配当基準日とする場合、100,000,000円に年率8.5%を乗じて算出された額（2026年6月29日から当該配当基準日までの期間の実日数に基づく日割計算により算出します。）に、2026年6月28日が配当基準日となったと仮定した場合に(i)に基づき算出される金額を加えた額、(iii)2027年4月1日以降の日を配当基準日とする場合、100,000,000円に年率8.5%を乗じて算出された額（当該配当基準日が属する事業年度の初日から当該配当基準日までの期間の実日数に基づく日割計算により算出します。）が支払われます。A種優先株主は、普通株主に対して優先して配当を受けることができます。ある事業年度においてA種優先株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。A種優先株主は、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

#### ②普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社に対し、以下に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」といいます。）ができるものとし、当社は、当該転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、以下に定める数の普通株式を交付するものとし、

$$\begin{array}{l}
 \text{取得と引換えに} \\
 \text{交付すべき} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{転換請求に係る} \\
 \text{A種優先株式の数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 (100,000,000\text{円} \\
 + \text{A種累積未払配当金相当額} \\
 + \text{前事業年度A種未払配当金相当額} \\
 + \text{当事業年度A種未払配当金相当額})
 \end{array}
 }{
 \text{転換価額}
 }$$

(注) A種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額及び当事業年度A種未払配当金相当額は、A種優先株式発行要項において定義する意味を有します。以下同じです。

当初転換価額は、3,150円とし、転換価格は一定の場合、調整されます。

但し、A種優先株主は、転換請求に基づき交付される普通株式の累計数が2,574,843株（普通株式につき株式の分割、無償割当て又は併合が行われた場合には、当該株式の分割、無償割当て又は併合の割合に応じて調整される。）を超えることとなる場合、転換請求を行うことができません。但し、A種優先株式発行要項の規定にかかわらず、割当予定先は、本引受契約上の義務又は表明保証条項の違反（但し、義務の違反に関しては、重大な義務違反に限ります。）がない限り、転換請求を行うことはできません。普通株式を対価とする取得請求権の行使条件については、下記「(4)割当予定先との株式引受契約における合意について ②取得請求権の行使制限」をご覧ください。

### ③金銭を対価とする取得条項

当社は、2026年6月28日以降、当社の取締役会が別途定める日（以下「償還日」といいます。）の到来をもって、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、A種優先株主に対して金銭を交付することができます。A種優先株式の取得は、A種優先株式の償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主の意思にかかわらず、A種優先株主に対して償還日から2週間以上前までに通知を行った上で、実行することができます。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定します。

A種優先株式1株当たりの償還価額は、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額及び当事業年度A種未払配当金相当額を加えた額とします。

### ④議決権及び譲渡制限

A種優先株式には株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

その他、A種優先株式の詳細につきましては、A種優先株式発行要項をご参照ください。

### (4) 割当予定先との株式引受契約における合意について



## ①事前承諾事項

当社は、割当予定先の多数（参加割合（※）の合計が50.1%以上を占める一又は複数の割当予定先をいい、以下、「多数割当予定先」といいます。）が書面により事前に承諾しない限り、(1) 会社法及び定款上、当社の株主総会における特別決議が必要とされている事項（本定款変更及び軽微な変更を除く定款変更、並びに、合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、組織変更その他の組織再編行為を含みます。）、(2) 事業の全部又は重要な一部の譲渡又は譲受け、(3) 一定の子会社又は関連会社の異動を伴う株式及び新株予約権の取得、(4) 一定の子会社又は関連会社の異動を伴う株式及び新株予約権の譲渡等、(5) 現金の交付を伴う株式併合又は株式分割、(6) 解散、倒産手続開始の申立等、(7) 自己株式の取得、(8) 単元株式数の変更、(9) 資本金又は資本準備金の増加、(10) 普通株式を保有する株主に対する一定の配当、(11) 債務負担行為等、(12) 投機目的のデリバティブ取引、(13) 一定の担保提供行為、(14) 事業計画の重要な変更等、(15) 本第三者割当の前提となった会社法上の決議の変更等、(16) 一定の重要な会計方針の変更、(17) A種優先株式の経済的価値又は当社等の支払能力に重大な悪影響等を及ぼすと合理的に見込まれる行為等を行うことはできません。但し、多数割当予定先は不合理に承諾につき遅延、留保又は拒絶しないことについて合意しております。

※「参加割合」とは、当該時点において残存するA種優先株式（但し、当社が保有するものを除きます。）に係る払込金額の合計額に対する当該時点において各割当予定先がそれぞれ保有するA種優先株式に係る払込金額の合計額の、各割当予定先毎の割合をいいます。以下同じです。

## ②取得請求権の行使制限

A種優先株式発行要項の規定にかかわらず、割当予定先は、本引受契約上の義務又は表明保証条項の違反（但し、義務の違反に関しては、重大な義務違反に限ります。）がある場合に限り、転換請求を行うことができます。但し、当該割当予定先が行使する転換請求に基づき交付される当社の普通株式の数の累計が、2,574,843株（当社の普通株式につき株式の分割、株式無償割当て又は併合が行われた場合には、当該株式の分割、無償割当て又は併合の割合に応じて調整されます。）を当該割当予定先の参加割合に応じて按分した数（小数点以下を切り捨てるものとします。）を超える場合、当該割当予定先は転換請求を行うことができません。割当予定先が参加割合に応じて按分された数を超えて転換請求を行い、転換請求に基づき交付される普通株式の数の累計が2,574,843株に達した場合、他の割当予定先は参加割合に応じて按分された数の転換請求が認められなくなる可能性があります。その場合、当該違反による転換請求を行った割当予定先（以下「違反割当予定先」といいます。）は、他の各割当予定先に対して、それぞれ、違約罰として、①A種優先株式一株当たりの払込金額の100%に相当する金額に、②違反割当予定先が割当てを受けたA種優先株式の総数を乗じて算出した金額を、③他の各割当予定先全員の当該時点において保有するA種優先株式に係る払込金額の合計額に対する各割当予定先毎の保有するA種優先株式に係る払込金額の合計額の割合に応じて按分した金額（小数点以下を切り捨てるものとしま

す。)を支払うことについて合意しております。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	12,500,000,000円
発行諸費用の概算額	300,000,000円
差引手取概算額	12,200,000,000円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税の他、デュー・ディリジェンス対応費用、株主総会関連費用、格付機関からの資本性認定費用、A種優先株式の価値評価費用、弁護士費用、フィナンシャルアドバイザーに対するアドバイザー費用等を予定しております。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① AC事業における省人化と再編による合理化、新技術製品の量産体制構築に係る設備投資等	6,700	2021年7月～2023年3月
② HC事業における新製品対応、再編による合理化、部品の内製化に係る設備投資等	4,100	2021年7月～2023年3月
③ AC事業・HC事業・本社技術本部における成長に向けた研究開発投資	1,400	2021年7月～2022年3月

(注) 調達資金は実際に支出するまで安全性の高い銀行口座で管理いたします。

各事業の成長分野において競争力のある生産・営業体制及び技術基盤を構築するため、本第三者割当により調達する資金を上記に記載のとおり充当することを予定しております。①及び②に記載の設備投資を通じて、AC事業及びHC事業における拠点再編等の合理化を推進し、より需要を捉えた供給体制を構築する他、新製品生産対応や内製化対応により一層の製品競争力を創出してまいります。加えて、その残額については③に記載の足もとの研究開発投資に振り向け、さらなる成長に向けた研究・開発・調査を進めてまいります。これらの成長・効率化投資を通じた、新規顧客獲得を含む事業拡大を実現し、安定的かつ成長性を有する事業基盤の構築に向けた当社の取組を加速していきます。

各資金用途についての詳細は以下のとおりです。

- ① AC事業における省人化と再編による合理化、新技術製品の量産体制構築に係る設備投資等
  - (i) 稼働要員数の削減等の合理化を実現する一層自動化されたライン設備導入の資金
  - (ii) 四輪用新規・既存顧客向けの新規製品の生産ライン構築、金型製作の資金

② HC事業における新製品対応、再編による合理化、部品の内製化に係る設備投資等

(i) 受注拡大のための生産ライン再編並びに新製品生産ライン導入及び拡充の資金

(ii) 当社製品の品質・納期改善を目的とした部品内製化投資の資金

③ AC事業・HC事業・本社技術本部における成長に向けた研究開発投資

(i) AC事業における機能性向上製品の開発

(ii) HC事業における電子制御技術の開発、ロードセンシング技術の開発、大型ポンプの開発

(iii) 本社技術本部における材料技術（摺動部関連・環境関連）の開発、革新技術関連の評価、解析技術の開発

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することが当社の企業価値の向上に資するものであり、本第三者割当は最終的に既存株主の皆様利益に資するものであると考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関しては、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、割当予定先との間で真摯な協議を行い、その結果、A種優先株式の払込金額を1株当たり100,000,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯に加えて、A種優先株式の商品性を踏まえれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、A種優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対してA種優先株式の価値算定を依頼し、種類株式評価報告書（以下「本種類株式報告書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関である赤坂国際会計は、A種優先株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルである二項格子モデルによる評価手法を採用し、A種優先株式の公正価値の算定をしております。当該算定は、A種優先株式の発行要項に定められた諸条件を考慮の上、一定の前提（優先配当、残余財産、議決権、金銭又は普通株式を対価とする取得条項、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、普通株式予定配当額、無リスク利率、クレジット・スプレッド等）の下で行われております。本種類株式報告書においてA種優先株式の価値は、1株当たり96.2百万円～100.6百万円とされております。

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計による本種類株式報告書における上記算定結果を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて、A種優

先株式の払込金額を決定いたしました。A種優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、A種優先株式の払込金額（1株当たり100,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額に該当しないと考えております。しかしながら、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様のご意思も確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される株式数は、最大で2,574,843株（議決権数25,748個）であり、2021年3月31日現在における当社の発行済株式数25,748,431株（議決権数254,959個）で除した場合の希薄化率は10.0%（議決権ベースの希薄化率は10.1%）（小数点以下第二位四捨五入。）となります。

但し、A種優先株式は、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由（4）割当予定先との株式引受契約における合意について」に記載のとおり、当社が本引受契約上の義務又は表明保証条項に違反しない限り、割当予定先はA種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。また、割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権に基づき交付される当社の普通株式の数の累計が、2,574,843株（当社の普通株式につき株式の分割、株式無償割当て又は併合が行われた場合には、当該株式の分割、無償割当て又は併合の割合に応じて調整されます。）を超える場合、残存するA種優先株式について取得請求権が行使できない商品設計となっております。本株主総会において既存株主の皆様にご賛同いただく上で、A種優先株式は議決権の希薄化に最大限配慮した設計であると判断しております。

下記「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、当社が上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」で記載した資金を得ることは、本第三者割当による自己資本の回復による信頼回復、事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものと考えており、既存株主の皆様に対して希薄化は生じたとしても、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当により、当社普通株式につき1株当たりの潜在的な議決権比率が希薄化するものの、発行数量及びその潜在的な希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### (a) 株式会社みずほ銀行

2020年9月30日現在

(1) 名称	株式会社みずほ銀行
--------	-----------

(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 藤原 弘治		
(4) 事業内容	銀行業		
(5) 資本金	1,404,065 百万円		
(6) 設立年月日	2002年4月1日		
(7) 発行済株式数	19,911,223 株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	35,741 名		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100.00%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当該割当予定先は、当社普通株式 490,519 株を所有しております。また、当社は、当該割当予定先の親会社の普通株式 4,170,100 株を所有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社と当該割当予定先との間で銀行借入の金融取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	8,664,467	8,008,073	7,662,251
連結総資産	171,298,240	179,083,191	193,735,481
1株当たり連結純資産 (円)	495,940.60	472,439.09	471,499.80
連結経常収益	2,862,291	3,149,026	3,302,848
連結経常利益	647,076	426,726	540,403
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は親会社株主に帰属する当期純損失)	485,102	△29,838	387,283
1株当たり連結当期純利益 (△は1株当たり連結当期純損失金額) (円)	30,034.39	△1,847.38	23,978.06
1株当たり配当金 (円)	普通株式 15,018.00 第二回第四種優先株式 42,000.00	普通株式 - 第二回第四種優先株式 42,000.00	普通株式 11,990.00 第二回第四種優先株式 42,000.00

	第八回第八種優先株式 47,600.00	第八回第八種優先株式 47,600.00	第八回第八種優先株式 47,600.00
	第十一回三種優先株式 16,000.00	第十一回三種優先株式 16,000.00	第十一回三種優先株式 16,000.00

(注) みずほ銀行は、東京証券取引市場第一部に上場している株式会社みずほフィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であり、銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であります。加えて、本引受契約において、反社会的勢力と関係がない旨の表明及び保証を得ていることから、みずほ銀行及びみずほ銀行の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しています。

(b) 株式会社日本政策投資銀行

2020年9月30日現在

(1) 名称	株式会社日本政策投資銀行		
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡辺 一		
(4) 事業内容	金融保険業		
(5) 資本金	1,000,424百万円		
(6) 設立年月日	2008年10月1日		
(7) 発行済株式数	43,632,360株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	1,780名		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	財務大臣 100.00%		
(13) 当事会社間の関係			
	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社と当該割当予定先との間で銀行借入の金融取引があります。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	3,110,120	3,296,345	3,434,054

連結総資産	16,952,230	17,079,580	17,693,665
1株当たり連結純資産（円）	62,437.40	63,769.82	63,755.66
連結経常収益	291,792	301,204	289,144
連結経常利益	127,156	128,133	78,992
親会社株主に帰属する当期純利益	91,938	91,936	50,456
1株当たり連結当期純利益（円）	2,092.38	2,080.56	1,075.90
1株当たり配当金（円）	507.00	482.00	228.00

(注) 日本政策投資銀行は、株式会社日本政策投資銀行法に基づき長期の事業資金に係る投融資業務等を行うことを目的として設立された株式会社であり、特定団体等とは一切関係がないことをヒアリング等を通じて確認しております。加えて、本引受契約において、反社会的勢力と関係がない旨の表明及び保証を得ていることから、日本政策投資銀行及び日本政策投資銀行の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(c) 明治安田生命保険相互会社

2020年9月30日現在

(1) 名称	明治安田生命保険相互会社
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役 代表執行役社長 根岸 秋男
(4) 事業内容	生命保険業
(5) 基金の総額	980,000百万円（基金償却積立金の額を含む。）
(6) 設立年月日	1881年7月9日
(7) 発行済株式数	該当事項はありません。
(8) 決算期	3月31日
(9) 従業員数	43,676名（連結）（2020年3月末日現在）
(10) 主要取引先	-
(11) 主要取引銀行	-
(12) 大株主及び持株比率	該当事項はありません。
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当該割当予定先は、当社普通株式1,004,650株を所有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社と当該割当予定先との間で、保険取引等の各種金融取引があります。
関連当事者への該当	該当事項はありません。

状 況			
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）		
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	4,123,752	3,986,421	3,541,362
連結総資産	41,543,423	42,120,715	42,613,896
連結経常収益	4,117,073	4,182,501	4,073,384
連結経常利益	370,190	390,618	253,536
当期純剰余	265,038	229,579	207,848

(注) 明治安田生命は、保険業法に基づく免許を受けて保険業を営む保険会社であります。加えて、本引受契約において、反社会的勢力と関係がない旨の表明及び保証を得ていることから、明治安田生命及び明治安田生命の役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(d) 株式会社大垣共立銀行

2020年9月30日現在

(1)	名称	株式会社大垣共立銀行
(2)	所在地	岐阜県大垣市郭町三丁目98番地
(3)	代表者の役職・氏名	取締役頭取 境 敏幸
(4)	事業内容	銀行業
(5)	資本金	46,773百万円
(6)	設立年月日	1896年3月
(7)	発行済株式数	41,831,897株
(8)	決算期	3月31日
(9)	従業員数	3,535名（連結）
(10)	主要取引先	—
(11)	主要取引銀行	—
(12)	大株主及び持株比率	株式会社日本カストディ銀行（信託口）5.64%、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）4.56%、株式会社みずほ銀行3.52%、SMB C日興証券株式会社3.23%、大垣共立銀行従業員持株会2.81%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当該割当予定先は、当社普通株式591,433株を所有しております。また、当社は、当該割当予定先の普通株式190,600株を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社と当該割当予定先との間で銀行借入の金融取引があります。
	関連当事者への該当	該当事項はありません。



状	況		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	309,229	309,676	297,809
連結総資産	5,754,276	5,833,869	5,983,075
1株当たり連結純資産 (円)	7,140.93	7,139.69	6,835.68
連結経常収益	114,668	117,051	115,303
連結経常利益	10,983	10,639	10,335
親会社株主に帰属する当期純利益	9,673	6,861	5,498
1株当たり連結当期純利益 (円)	231.55	164.23	131.60
1株当たり配当金 (円)	38.50	70.00	70.00

(注) 大垣共立銀行は、東京証券取引市場第一部及び名古屋証券取引市場第一部に上場している国内金融機関であり、銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であります。加えて、本引受契約において、反社会的勢力と関係がない旨の表明及び保証を得ていることから、大垣共立銀行及び大垣共立銀行の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(注) 大垣共立銀行は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第206期(2018年3月)の1株当たり配当額38.50円は、中間配当額3.50円と期末配当額35.00円の合計となり、中間配当額3.50円は株式併合前の配当額、期末配当額35.00円は株式併合後の配当額となります。

(e) 株式会社七十七銀行

2020年9月30日現在

(1) 名称	株式会社七十七銀行
(2) 所在地	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番20号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 小林 英文
(4) 事業内容	銀行業
(5) 資本金	24,658百万円
(6) 設立年月日	1932年1月31日
(7) 発行済株式数	76,655,746株
(8) 決算期	3月31日
(9) 従業員数	2,902名(連結)
(10) 主要取引先	—
(11) 主要取引銀行	—

(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）7.16%、明治安田生命保険相互会社 5.09%、株式会社日本カストディ銀行（信託口）4.31%、日本生命保険相互会社 4.15%、住友生命保険相互会社 4.15%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当該割当予定先は、当社普通株式 378,600 株を所有しております。また、当社は、当該割当予定先の普通株式 303,600 株を所有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社と当該割当予定先との間で銀行借入の金融取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	490,737	489,077	447,436
連結総資産	8,718,097	8,627,510	8,770,037
1株当たり連結純資産（円）	6,613.28	6,582.31	6,057.30
連結経常収益	113,180	109,483	116,926
連結経常利益	25,749	23,351	26,302
親会社株主に帰属する当期純利益	18,314	17,670	18,261
1株当たり連結当期純利益（円）	246.87	237.90	246.97
1株当たり配当金（円）	27.00	47.50	50.00

(注) 七十七銀行は、東京証券取引市場第一部及び札幌証券取引所に上場している国内金融機関であり、銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であります。加えて、本引受契約において、反社会的勢力と関係がない旨の表明及び保証を得ていることから、七十七銀行及び七十七銀行の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(注) 七十七銀行は、2017年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。第134期(2018年3月)の1株当たり配当額27.00円は、中間配当額4.50円と期末配当額22.50円の合計であり、中間配当額4.50円は株式併合前の配当額、期末配当額22.50円は株式併合後の配当額であります。

(f) 損害保険ジャパン株式会社

2020年9月30日現在

(1) 名称	損害保険ジャパン株式会社
(2) 所在地	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

(3)	代表者の役職・氏名	取締役社長 西澤 敬二		
(4)	事業内容	損害保険業		
(5)	資本金	70,000 百万円		
(6)	設立年月日	1888 年 10 月		
(7)	発行済株式数	984,055 株		
(8)	決算期	3 月 31 日		
(9)	従業員数	32,756 名 (連結)		
(10)	主要取引先	-		
(11)	主要取引銀行	-		
(12)	大株主及び持株比率	SOMPPOホールディングス株式会社 100.0%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	当該割当予定先は、当社普通株式 339,400 株を所有しております。また、当社は、当該割当予定先の親会社の普通株式 229,200 株を所有しております。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社と当該割当予定先との間で、保険取引等の各種金融取引があります。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	
連結純資産	1,590,385	1,407,081	1,247,862	
連結総資産	8,949,190	8,776,390	8,542,050	
1株当たり連結純資産 (円)	1,588.05	1,408.17	1,252.86	
連結経常収益	3,332,883	3,214,651	3,222,880	
連結経常利益	139,088	190,313	187,124	
親会社株主に帰属する当期純利益	140,550	149,112	127,399	
1株当たり連結当期純利益 (円)	142.82	151.52	129.46	
1株当たり配当金 (円)	108.12	108.65	94.71	

(注) 損害保険ジャパンは、東京証券取引市場第一部に上場しているSOMPPOホールディングス株式会社が議決権の100%を保有する国内金融機関であり、保険業法に基づく免許を受けて保険業を営む保険会社であります。加えて、本引受契約において、反社会的勢力と関係がない旨の表明及び保証を得ていることから、損害保険ジャパン及び損害保険ジャパンの役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## (g) 芙蓉総合リース株式会社

2020年9月30日現在

(1) 名称	芙蓉総合リース株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区麴町五丁目1番地1		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 辻田 泰徳		
(4) 事業内容	リース業		
(5) 資本金	10,532百万円		
(6) 設立年月日	1969年5月1日		
(7) 発行済株式数	30,287,810株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	2,416名(連結) (2020年3月末日現在)		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	ヒューリック株式会社 14.02%、明治安田生命保険相互会社 8.95%、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行 5.03%、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5.00%、株式会社日本カストディ銀行カストディ(信託口) 3.63%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当該割当予定先は、当社普通株式 100,000株を所有しております。また、当社は、当該割当予定先の普通株式 125,500株を所有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社と当該割当予定先との間で、リース取引の金融取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	282,574	295,039	311,819
連結総資産	2,430,536	2,592,981	2,752,598
1株当たり連結純資産(円)	8,242.50	8,680.32	9,204.20
連結売上高	590,318	618,119	712,330
連結経常利益	35,200	39,100	44,045
親会社株主に帰属する当期純利益	21,944	25,515	26,187

1株当たり連結当期純利益 (円)	726.41	844.69	871.95
1株当たり配当金(円)	146.00	188.00	205.00

(注) 芙蓉総合リースは、東京証券取引市場第一部に上場している国内金融機関であります。加えて、本引受契約において、反社会的勢力と関係がない旨の表明及び保証を得ていることから、芙蓉総合リース及び芙蓉総合リースの役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(h) みずほリース株式会社

2020年9月30日現在

(1) 名称	みずほリース株式会社		
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 津原 周作		
(4) 事業内容	リース業		
(5) 資本金	26,088百万円		
(6) 設立年月日	1969年12月1日		
(7) 発行済株式数	49,004,000株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	1,804名(連結)		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社みずほ銀行 23.03%、第一生命保険株式会社 5.98%、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 4.14%、日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行 3.57%、ユニゾホールディングス株式会社 3.15%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	154,632	182,159	195,780
連結総資産	1,821,282	2,161,872	2,348,416

1株当たり連結純資産（円）	3,492.55	3,553.92	3,829.02
連結売上高	399,738	384,893	539,241
連結経常利益	19,964	24,226	26,714
親会社株主に帰属する当期純利益	13,643	16,594	17,512
1株当たり連結当期純利益（円）	319.91	388.64	360.49
1株当たり配当金（円）	70.00	78.00	82.00

(注) みずほリースは、東京証券取引市場第一部に上場している国内金融機関であります。加えて、本引受契約において、反社会的勢力と関係がない旨の表明及び保証を得ていることから、みずほリース及びみずほリースの役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当の経緯・目的」及び「(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由」に記載のとおり、当社の主要取引金融機関を中心に、複数の取引金融機関にA種優先株式を保有いただくことが当社の財務政策の一層の安定化にも繋がるものと認識しており、割当予定先は当社を取り巻く経営環境、経営状況及び当社の資本政策の考え方を十分にご理解いただいております。これらを勘案の上、A種優先株式による資金調達が企業価値向上に寄与するとの判断に至り、割当予定先を選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、各割当予定先から、本第三者割当により割り当てるA種優先株式について、中長期的に保有する方針である旨の意向を伺っております。また、A種優先株式については譲渡制限が付されており、第三者に対する譲渡には、当社取締役会の承認が必要になります。当社は、第三者に対する譲渡を認める場合には、当該譲受人に対して、本引受契約と同等の権利義務を承継させることを条件とする方針です。また、当社は、割当予定先の各社から、割当予定先が払込期日から2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(a) 株式会社みずほ銀行

当社は、みずほ銀行が2020年11月27日付で関東財務局長宛に提出している第19期半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金預け金39,915,819百万円(2020年9月30日)と記載されており、割当予定先が本第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、

払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

(b) 株式会社日本政策投資銀行

当社は、日本政策投資銀行が2020年12月23日付で関東財務局長宛に提出している第13期半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金預け金1,572,735百万円(2020年9月30日)と記載されており、割当予定先が本第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

(c) 明治安田生命保険相互会社

当社は、明治安田生命が2021年2月12日付で公表している2020年度第3四半期報告に記載の連結貸借対照表に現金及び預貯金1,186,133百万円(2020年12月31日)と記載されており、割当予定先が本第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

(d) 株式会社大垣共立銀行

当社は、大垣共立銀行が2021年2月10日付で関東財務局長宛に提出している第209期第3四半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金預け金614,435百万円(2020年12月31日)と記載されており、割当予定先が本第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

(e) 株式会社七十七銀行

当社は、七十七銀行が2021年2月12日付で関東財務局長宛に提出している第137期第3四半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金預け金1,058,158百万円(2020年12月31日)と記載されており、割当予定先が本第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

(f) 損害保険ジャパン株式会社

当社は、損害保険ジャパンが2020年11月26日付で関東財務局長宛に提出している第78期半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金及び預貯金884,898百万円(2020年9月30日)と記載されており、割当予定先が本第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

(g) 芙蓉総合リース株式会社

当社は、芙蓉総合リースが2021年2月12日付で関東財務局長宛に提出している第52期第3四半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金及び預金97,438百万円(2020年12月31日)と記載されており、割当予定先が本第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

(h) みずほリース株式会社

当社は、みずほリースが2021年2月9日付で関東財務局長宛に提出している第52期第3四半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金及び預金16,384百万円(2020年12月31日)と記載されており、割当予定先が本第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

A種優先株式による潜在株式数につきましては、本第三者割当後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては計算に含めておりません。

募集前 (2021年3月31日現在)	募集後
トヨタ自動車株式会社 7.69%	同左
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 6.29%	
明治安田生命保険相互会社 3.93%	
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 3.80%	
日立建機株式会社 3.49%	
KYB協力会社持株会 3.43%	
みずほ信託銀行株式会社 退職給付 信託 みずほ銀行口 再信託受託者 2.39%	
株式会社日本カストディ銀行	
株式会社大垣共立銀行 2.32%	
株式会社みずほ銀行 1.92%	
KYB従業員持株会 1.52%	

(注) 上表における大株主及び持株比率は、2021年3月31日現在の株主名簿を基準とし、2021年3月31日現在の発行済株式総数(25,748,431株)から同日現在の当社が保有する自己株式(205,872株)を控除した株式数(25,542,559株)に対する比率を、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。



## (2) A種優先株式

募集前 (2021年5月13日現在)	募集後	
該当なし	株式会社みずほ銀行	28%
	株式会社日本政策投資銀行	20%
	明治安田生命保険相互会社	12%
	株式会社大垣共立銀行	8%
	株式会社七十七銀行	8%
	損害保険ジャパン株式会社	8%
	芙蓉総合リース株式会社	8%
	みずほリース株式会社	8%

## 8. 今後の見通し

本第三者割当により、当社の財務体質の安定化を図ります。なお、本第三者割当による業績への直接的な影響はないものと認識しておりますが、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

## (1) 最近3年間の業績 (連結)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高 (百万円)	412,214	381,584	328,037
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△28,496	△40,298	18,297
税引前利益又は税引前	△29,510	△41,419	16,340

損失（△）（百万円）			
親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失（△）（百万円）	△24,757	△61,879	17,087
基本的1株当たり当期利益又は当期損失（△）（円）	△969.18	△2,422.53	668.95
1株当たり配当金（円）	—	—	75.00

- (注) 1. 国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 2019年3月期より、連結損益計算書の「その他の収益」に計上していた「ロイヤルティ収益」及び「金型補償に関する収益」を、「売上高」に含めて計上することに変更しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2021年5月13日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	25,748,431株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始 値	5,030円	2,744円	2,031円
高 値	5,660円	3,695円	3,350円
安 値	2,312円	1,712円	1,692円
終 値	2,718円	2,069円	3,020円

② 最近6か月間の状況

	2020年 12月	2021年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	2,500 円	2,389 円	2,338 円	2,970 円	3,080 円	2,984 円
高 値	2,657 円	2,443 円	3,250 円	3,350 円	3,080 円	3,220 円
安 値	2,294 円	2,252 円	2,320 円	2,844 円	2,818 円	2,952 円
終 値	2,365 円	2,341 円	2,961 円	3,020 円	2,926 円	3,150 円

(注) 2021年5月については、同年5月12日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2021年5月12日
始 値	3,180 円
高 値	3,180 円
安 値	3,030 円
終 値	3,150 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定を新設するものです。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は別紙2「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

本定款変更議案に関する本株主総会付議に係る取締役会決議	2021年5月13日
本株主総会決議（予定）	2021年6月25日
本定款変更の効力発生日（予定）	

III. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

分配可能額の計上を図り、安定的な財務基盤への回帰を行い今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

なお、資本金の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とし、資本準備金の額の減少については、本株主総会において必要な承認が得られること及び本第三者割当に係る払込みを条件とします。

## 2. 本資本金等の額の減少の要領

### (1) 減少すべき資本金の額

6,250,000,000 円

### (2) 減少すべき資本準備金の額

19,583,920,000 円

### (3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び 3 項並びに第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

## 3. 本資本金等の額の減少の日程

資本金の額の減少に係る取締役会決議 資本準備金の額の減少議案に関する本株主総会付議に係る取締役会決議	2021 年 5 月 13 日
債権者異議申述公告（予定）	2021 年 5 月 26 日
債権者異議申述最終期日（予定）	2021 年 6 月 26 日
本株主総会決議（予定）	2021 年 6 月 25 日
本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）	2021 年 6 月 28 日

## 4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以 上

A種優先株式発行要項

## 1. 株式の名称

K Y B株式会社A種優先株式（以下「A種優先株式」という。）

## 2. 募集株式の数

125 株

## 3. 募集株式の払込金額

1 株につき 100,000,000 円

## 4. 募集株式の払込金額の総額

12,500,000,000 円

## 5. 増加する資本金および資本準備金

資本金 6,250,000,000 円（1 株につき 50,000,000 円）

資本準備金 6,250,000,000 円（1 株につき 50,000,000 円）

## 6. 払込期日

2021 年 6 月 28 日

## 7. 発行方法

第三者割当ての方法により、A種優先株式 125 株を以下のとおり割り当てる。

株式会社みずほ銀行：	35 株
株式会社日本政策投資銀行：	25 株
明治安田生命保険相互会社：	15 株
株式会社大垣共立銀行：	10 株
株式会社七十七銀行：	10 株
損害保険ジャパン株式会社：	10 株
芙蓉総合リース株式会社：	10 株
みずほリース株式会社：	10 株

## 8. 剰余金の配当

## (1) 優先分配金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式 1 株につき第 2 号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

## (2) 優先配当金の額

A種優先株式 1 株当たりのA種優先配当金の額は、A種優先株式の払込金額に、配当基準日が

2026年3月末日までに終了する事業年度に属する場合、年率7.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2027年4月1日以降に終了する事業年度に属する場合、年率8.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。また、配当基準日が2027年3月末日に終了する事業年度に属する場合、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、当該配当基準日が2026年4月1日から2026年6月28日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率7.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026年4月1日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、当該配当基準日が2026年6月29日から2027年3月末日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026年6月29日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額に、2026年6月28日が配当基準日となったと仮定した場合に算出されるA種優先配当金の額を加えた金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。

### (3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2号ただし書の規定による控除は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して実際に支払われた日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、当該事業年度が2027年3月末日に終了する事業年度の場合は、2026年4月1日から2026年6月28日までの期間を年率7.5%、2026年6月29日から2027年3月31日までの期間を年率8.5%の利率で、当該事業年度が2027年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.5%の利率で、単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした

日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。当社は、剰余金の配当を行う場合に、本号に従い累積した不足額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）について、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当として支払う。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

9. 残余財産の分配

(1) 優先分配金

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）および当事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）を加えた金額を金銭により分配する。

「前事業年度A種未払配当金相当額」とは、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、A種累積未払配当金相当額に含まれる場合を除く。）をいう。

「当事業年度A種未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（ただし、残余財産分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とし、以下本号において同じ。）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数につき、第8項第2号に従って日割計算で算出される優先配当金の額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として実際に支払われた配当（A種累積未払配当金相当額および前事業年度A種未払配当金相当額を除く。）がある場合における当該配当の合計額を控除した金額をいう。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、前号に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。

10. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容

A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社に対し、第4号に定める数の普通株式の交付

と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、当社は、当転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第4号に定める数の普通株式を交付するものとする。なお、第6号に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、3,150円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ



れ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価} \\
 \text{額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価} \\
 \text{額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{(既発行普通株式数} \\
 \text{自己株式数)}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{新発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{(既発行株式数} \\
 \text{自己株式数)} + \text{新発行株式数}
 \end{array}
 }
 \end{array}$$

- ④ 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生

ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。
- (e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$\begin{array}{r}
 \text{取得と引換えに} \\
 \text{交付すべき} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 = \frac{\begin{array}{r}
 \text{転換請求に係る} \\
 \text{A種優先株式の数}
 \end{array} \times \begin{array}{r}
 (100,000,000\text{円} \\
 + \text{A種累積未払配当金相当額} \\
 + \text{前事業年度A種未払配当金相当額} \\
 + \text{当事業年度A種未払配当金相当額})
 \end{array}}{\text{転換価額}}$$

なお、本号においては、第9項第1号に定める前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「転換請求権効力発生日」と読み替えて、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を計算する。

(5) 転換請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が第5号に記載する転換請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 転換に係る制限

本項の他の規定にかかわらず、A種優先株主は、転換請求に基づき交付される普通株式の累計数が2,574,843株（普通株式につき株式の分割、無償割当て又は併合が行われた場合には、当該株式の分割、無償割当て又は併合の割合に応じて調整される。）を超えることとなる転換請求を行うことができない。

(8) 米国1956年銀行持株会社法（Banking Holding Company Act of 1956）（以下「BHC法」という。）

本項の他の規定にかかわらず、BHC法の適用を受け、本号および次号に従う旨の書面による撤回不能の通知を当会社に対して行ったA種優先株主（当該通知をしたA種優先株主を、以下「BHC株主」という。）は、その有するA種優先株式について、転換請求後にBHC株主およびその関係会社（BHC法第2条(k)に定める「affiliate」をいう。以下本号において同じ。）が有することとなる普通株式の合計数が発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の4.99%（またはBHC法第4条(k)にかかわらずBHC法第4条(c)(6)により許容される割合が改正によりこれを下回るか若しくは上回る割合に変更された場合には当該割合）を超えることとなる場合には、当該超過部分に対応する転換請求をすることができない。なお、BHC株主は、当会社の普通株式または普通株式の交付を受けることができるその他の証券若しくは権利（普通株式を目的とした新株予約権およびA種優先株式を含む。）を有する関係会社がある場合は、当会社に対して書面により通知しなければならない。

(9) BHC株主からの譲受人

本項の他の規定にかかわらず、BHC株主からA種優先株式を譲り受けた者（以下「特定譲受人」という。）は、その有するA種優先株式について、転換請求をすることができない。ただし、特定譲受人が、以下の(a)から(c)までに定めるBHC株主によるA種優先株式の譲渡によりA種優先株式を譲り受けた場合は、この限りでない。

(a) BHC株主が広く公に行ったA種優先株式の売出し

(b) 特定譲受人を含むいずれの譲受人も、自らまたは他の者と共同して、当会社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の2%以上を取得することができるA種優先株式を譲り受けない譲渡

(c) BHC株主から株式を譲り受けるより前に当会社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の過半数を有する者に対する譲渡

12. 現金対価の取得条項

(1) 現金対価の取得条項の内容

当会社は、2026年6月28日以降、当会社の取締役会が別途定める日（以下「償還日」という。）

の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、当社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、A種優先株式の償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2号に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本号においては、第9項第1号に定める前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還日」と読み替えて、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を計算する。

13. A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

14. 株式の併合または分割および株式無償割当て

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

## 定款変更案

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,730 万株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数<u>および発行可能種類株式総数</u>) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,730 万株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u> <u>普通株式 5,730 万株</u> <u>A 種優先株式 125 株</u></p>
<p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第 7 条 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、100 株、<u>A 種優先株式</u>の単元株式数は 1 株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 2 章の 2 A 種優先株式</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当</u>) <u>第 10 条の 2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日 (以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種優先株式 1 株につき第 (2) 項に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。</u> <u>(2) A 種優先株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、A 種優先株式の払込金額に、配当基準日が 2026 年 3 月末日までに終了する事業年度に属する場合、年率 7.5% を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が 2027 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度に属する場合、年率 8.5% を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日 (ただし、配当基準日が 2022 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、</u></p>

払込期日) (同日を含む。) から配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日 (ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日) として日割計算により算出される金額とする。また、配当基準日が2027年3月末日に終了する事業年度に属する場合、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、当該配当基準日が2026年4月1日から2026年6月28日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率7.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026年4月1日 (同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、当該配当基準日が2026年6月29日から2027年3月末日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026年6月29日 (同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額に、2026年6月28日が配当基準日となったと仮定した場合に算出されるA種優先配当金の額を加えた金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする (A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

(3) ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当 (当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額 (以下に定義される。) の配当を除く。) の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額 (当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第(2)項ただ

	<p>し書の規定による控除は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本項において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)から累積額がA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して実際に支払われた日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、当該事業年度が2027年3月末日に終了する事業年度の場合は、2026年4月1日から2026年6月28日までの期間を年率7.5%、2026年6月29日から2027年3月31日までの期間を年率8.5%の利率で、当該事業年度が2027年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.5%の利率で、単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。当会社は、剰余金の配当を行う場合に、本項に従い累積した不足額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)について、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当として支払う。</p> <p>(4) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
(新設)	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録</p>

	<p>株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）および当事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）を加えた金額を金銭により分配する。</p> <p>「前事業年度A種未払配当金相当額」とは、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、A種累積未払配当金相当額に含まれる場合を除く。）をいう。</p> <p>「当事業年度A種未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（ただし、残余財産分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とし、以下本項において同じ。）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数につき、第10条の2第(2)項に従って日割計算で算出される優先配当金の額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として実際に支払われた配当（A種累積未払配当金相当額および前事業年度A種未払配当金相当額を除く。）がある場合における当該配当の合計額を控除した金額をいう。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、前項に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。</p>
(新設)	<p>(議決権)</p> <p>第10条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権（転換権）)</p> <p>第10条の5 A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当会社に対し、第(4)項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、当会社は、当転</p>



換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第(4)項に定める数の普通株式を交付するものとする。なお、第(6)項に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。

(2) 当初転換価額は、3,150円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。  
 なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

価額 価額

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

調	調		(既発	新発	
整	整		行普通	行	1株当た
後	前		株式数	株式	× りの
転	転	×	二	数	払込金額
換	換		自己株		
価	価		式数)		時価

	<p style="text-align: center;">額 額 (既発行株式数－自己株式数)＋新発行株式数</p> <p>④ <u>当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>⑤ <u>行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して</u></p>
--	---

	<p> <u>出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u> </p> <p> <b>(b)</b> <u>上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およ</u> </p>
--	--

	<p><u>びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p>① <u>合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>② <u>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>③ <u>その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(c) <u>転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(d) <u>転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。</u></p> <p>(e) <u>転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(4) <u>取得と引換えに交付すべき普通株式数</u></p>
--	---

	<u>(100,000,000</u> <u>円</u>
取得と 引換え に 交付す べき 普通株 式数	$  \begin{array}{r}  \text{転換請} \\  \text{求に係} \\  \text{る} \\  \text{A種優} \\  \text{先株式} \\  \text{の数}  \end{array}  \times  \begin{array}{r}  \text{+A種累積未払} \\  \text{配当金相当額} \\  \text{+前事業年度A} \\  \text{種未払配当金相} \\  \text{当額} \\  \text{+当事業年度A} \\  \text{種未払配当金相} \\  \text{当額}  \end{array}  $
	<u>転換価額</u>
	<p> <u>なお、本項においては、第10条の3第</u>  <u>(1)項に定める前事業年度A種未払配当</u>  <u>金相当額および当事業年度A種未払配</u>  <u>当金相当額の計算における「残余財産</u>  <u>分配日」を「転換請求権効力発生日」</u>  <u>と読み替えて、前事業年度A種未払配</u>  <u>当金相当額および当事業年度A種未払</u>  <u>配当金相当額を計算する。</u> </p>
	<p> <u>(5) 転換請求受付場所</u>  <u>みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</u> </p>
	<p> <u>(6) 転換請求の効力発生</u>  <u>転換請求の効力は、転換請求に要する</u>  <u>書類が第(5)項に記載する転換請求受付</u>  <u>場所に到達したときまたは当該書類に</u>  <u>記載された効力発生希望日のいずれか</u>  <u>遅い時点に発生する。</u> </p>
	<p> <u>(7) 転換に係る制限</u>  <u>本条の他の規定にかかわらず、A種優</u>  <u>先株主は、転換請求に基づき交付され</u>  <u>る普通株式の累計数が2,574,843株</u>  <u>(普通株式につき株式の分割、無償割</u>  <u>当てまたは併合が行われた場合には、</u>  <u>当該株式の分割、無償割当てまたは併</u>  <u>合の割合に応じて調整される。)を超</u>  <u>えることとなる転換請求を行うことが</u>  <u>できない。</u> </p>
	<p> <u>(8) 米国1956年銀行持株会社法 (Banking</u>  <u>Holding Company Act of 1956) (以下</u>  <u>「BHC法」という。)</u>  <u>本条の他の規定にかかわらず、BHC法の</u>  <u>適用を受け、本項および次項に従う旨</u>  <u>の書面による撤回不能の通知を当会社</u>  <u>に対して行ったA種優先株主(当該通</u>  <u>知をしたA種優先株主を、以下「BHC</u> </p>

株主」という。)は、その有するA種優先株式について、転換請求後にBHC株主およびその関係会社(BHC法第2条(k)に定める「affiliate」をいう。以下本項において同じ。)が有することとなる普通株式の合計数が発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の4.99%(またはBHC法第4条(k)にかかわらずBHC法第4条(c)(6)により許容される割合が改正によりこれを下回るかもしくは上回る割合に変更された場合には当該割合)を超えることとなる場合には、当該超過部分に対応する転換請求をすることができない。なお、BHC株主は、当社の普通株式または普通株式の交付を受けることができるその他の証券もしくは権利(普通株式を目的とした新株予約権およびA種優先株式を含む。)を有する関係会社がある場合は、当社に対して書面により通知しなければならない。

(9) BHC株主からの譲受人

本条の他の規定にかかわらず、BHC株主からA種優先株式を譲り受けた者(以下「特定譲受人」という。)は、その有するA種優先株式について、転換請求をすることができない。ただし、特定譲受人が、以下の(a)から(c)までに定めるBHC株主によるA種優先株式の譲渡によりA種優先株式を譲り受けた場合は、この限りでない。

- (a) BHC株主が広く公に行ったA種優先株式の売出し
- (b) 特定譲受人を含むいずれの譲受人も、自らまたは他の者と共同して、当社の発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の2%以上を取得することができるA種優先株式を譲り受けない譲渡
- (c) BHC株主から株式を譲り受けるより前に当社の発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の過半数を有する者に対する譲渡

(新設)	<p>(現金対価の取得条項)</p> <p><u>第10条の6</u> 当社は、2026年6月28日以降、当社の取締役会が別途定める日(以下「償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、A種優先株式の償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第(2)項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>(2) A種優先株式1株当たりの償還価額は、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第10条の3第(1)項に定める前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還日」と読み替えて、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を計算する。</p>
(新設)	<p>(譲渡制限)</p> <p><u>第10条の7</u> A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</p>
(新設)	<p>(株式の併合または分割および株式無償割当て)</p> <p><u>第10条の8</u> 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p>
(新設)	<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第10条の9</u> 第13条の規定は、定時株主総</p>



	<p>会において決議する事項が、当該決議のほか、<u>種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>(2) <u>第12条、第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>(3) <u>第16条第(1)項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>(4) <u>第16条第(2)項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	---

以上